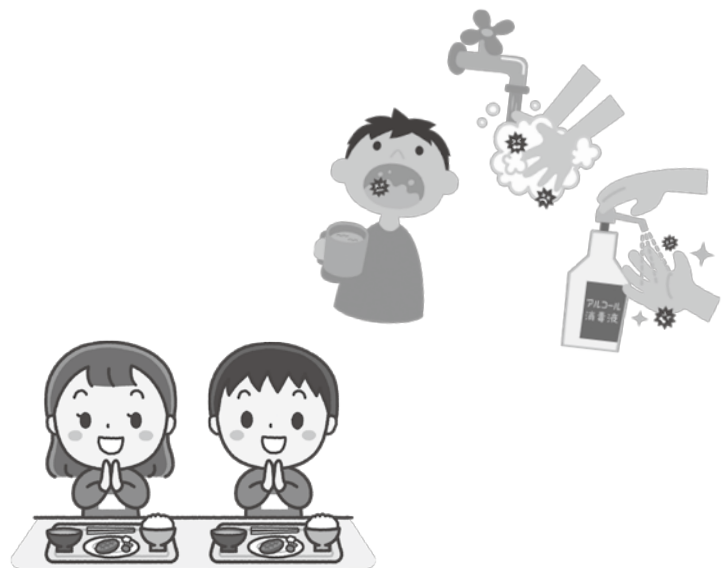


感染症対策は自分でできることから始めましょう

家庭内のできる感染症対策

1. 帰宅後の手洗い、うがい
2. こまめな消毒・除菌
3. 食事は大皿よりも小分けで
4. 家の中でのマスク着用



コロナ禍でストレスをためないために

■ 場所を選んで適度な外出を

感染場所は、換気が悪く、マスクをしていない人が集まる場所に多く見られます。マスク着用などの対策を徹底すれば、外出を過度に恐れる必要はありません。

■ 「健康二次被害」を防ぐために運動しましょう

1日の平均歩数は8000歩以上、筋トレは週3回など、目標を立てて運動することを意識しましょう。

新型コロナワクチン接種に関する注意喚起

行政機関等をかたった
“なりすまし”にご注意

ワクチン接種は無料です！

接種を受ける際の費用は全額公費です

＜消費生活センターへ寄せられた事例＞

「コロナウイルスワクチンが接種できる。後日全額返金するの、お金を振り込むように」と保健所を名乗る電話があった。

電話・メールで個人情報を求めることはありません！

市区町村から「接種券」「接種のお知らせ」が届きます

＜消費生活センターへ寄せられた事例＞

高齢者宅に「コロナワクチンが無料で受けられます」と個人情報聞き出す不審な電話がかかってきた。

新型コロナワクチン接種に関する情報は、首相官邸及び厚生労働省ウェブページをご覧ください

消費生活センター
新型コロナワクチン相談 消費生活ホットライン
0120-797-188

厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター
0120-761770

首相官邸
厚生労働省
消費生活ホットライン（南東は）
188

警察相談専用電話
#9110

※いずれも2月15日現在

新型コロナワクチンに便乗した詐欺にご注意ください！

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のために必要だと語り、金銭や個人情報などをだましとろうとする電話に関する相談が寄せられています。

市区町村等が、ワクチン接種のために金銭や個人情報を電話・メールで求めることはありません。困ったときは一人で悩まず、「国民生活センター 新型コロナワクチン詐欺 消費者ホットライン ☎0120(797)188」や高石警察署生活安全課防犯係 ☎(265) 1234 にご相談ください。

※新型コロナワクチン接種に関する情報は、「首相官邸」及び「厚生労働省」ウェブページをご覧ください。



▲首相官邸HP



▲厚生労働省HP

新型コロナウイルス感染症対策に関する支援等

※掲載情報は、5月26日時点のものです。最新の情報は、お問い合わせください。

- 経済支援 -

飲食店等の事業者の方へ

大阪府営業時間短縮協力金について（第4期）

令和3年4月1日～4月24日まで営業時間短縮要請にご協力いただいた飲食店等に対し、協力金を支給します。

対象 以下の要件を全て満たす事業者の方

- ①大阪府域内に要請対象施設（店舗）を有する
- ②夜21時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた店舗において、令和3年4月1日（または開店日）～4月24日までの期間、朝5時から夜21時までの間に営業時間を短縮する（休業も含む）とともに、酒類の提供は20時30分までとした

※4月5日以降からは朝11時から夜20時30分

- ③令和3年4月1日（または開店日）までに感染拡大予防ガイドラインを遵守し、感染防止宣言ステッカーを導入していた
- ④申請する店舗において、食品衛生法上の飲食店営業等に必要の許認可を取得していた

申請期間 令和3年7月7日まで（郵送の場合、当日消印有効）

申請方法 オンライン申請または必要書類を郵送
詳しくは、府ホームページをご覧ください▶



問合先 大阪府営業時間短縮協力金コールセンター（第4期協力金コールセンター）☎06(7166)9987
（受付時間：9：00～18：00／平日のみ）

飲食店等の事業者の方へ

大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金

対象 府内の飲食店・遊興施設のうち、食品衛生法上の飲食店営業許可、又は喫茶店営業許可を受けている店舗

※持ち帰り専門店、デリバリー専門店等を除く

対象備品 令和2年4月7日から申請日までの間に購入・設置した備品（隣席または向かい合う人との飛沫感染防止のためのアクリル板等のパーテーション、施設の換気状況を把握するためのCO2センサー：1店舗あたり上限3個）

※休業や営業時間短縮等の要請を受けていない施設も対象

支給額 対象備品の購入・設置に要した金額（税抜き、1店舗あたり上限10万円）

申請 オンライン申請または郵送

※必要書類のうち領収書・レシート等は郵送が必要

申請期間 令和3年7月30日まで（消印有効）

問合先 大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金コールセンター☎06(7739)4376（受付時間：9：00～18：00 平日のみ対応）

制度の詳細・申込方法は大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金 大阪府 HP をご覧ください▶



中小企業の経営者の方へ

伴走支援型特別保証制度

一定の要件を満たした中小企業者が、金融機関による継続的な伴走支援を受けること等を条件に、信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げる制度です。

保証限度額 4,000万円 **保証期間** 10年以内

据置期間 5年以内 **金利** 金融機関所定

保証料率 0.2%（国による補助前は原則0.85%）

保証人 代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）

要件 売上が15%以上減少していること、セーフティーネット保証4号・5号、危機関連保証の認定を受けていること・経営行動計画書を作成すること・金融機関が継続的な伴走支援をすること

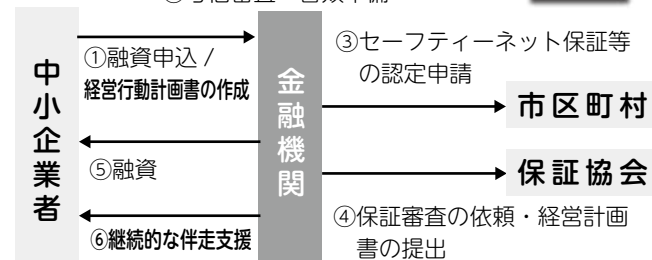
問合先 中小企業金融相談窓口☎0570（783）183

（受付時間：9：00～17：00 全日対応）

制度の詳細は中小企業庁ホームページをご覧ください▶



②与信審査・書類準備



ひとり親のご家庭へ 大切なお知らせ

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を支給します

■ 基本給付

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯の方への給付

給付額 児童1人当たり5万円（①の方は支給済）

対象 ①令和3年4月分の児童扶養手当が支給された方

②公的年金等を受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止された方

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

申請 ②・③の方は必要書類を添えてこども家庭課へ

問合先 子育て世帯生活支援特別給付金コールセンター☎0120（400）903（受付時間：9：00～18：00）及びこども家庭課☎(275)6349

■ 市独自のひとり親世帯支援策

上記基本給付の対象者に対し、市独自の給付金を支給

給付額 1世帯3万円（①の方は支給済）

申請 基本給付金申請時に同時申請

問合先 こども家庭課☎(275)6349